



PickUp! 注目記事

山梨県昭和町と 災害時の応援協定結ぶ

いつ発生するか分からない東海地震

有事の際に、私たちにとって頼もしい協定が、また一つ締結されました

昨年の12月7日、本市と山梨県昭和町は、「災害時等の相互応援に関する協定書」を締結しました。

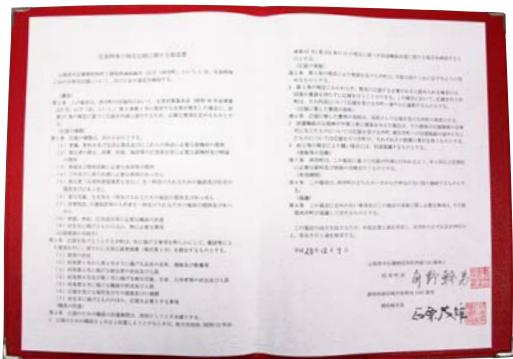
昭和町をはじめとする山梨県中巨摩郡東部5町と、檍原郡2町（旧御前崎町、旧相良町）は、保養所契約や産業祭などで交流が始まり、相互の信頼関係をきっかけとし、平成9年に「災害時相互応援協定」を締結しました。

本地域では、東海地震を始め、東南海、南海地震の同時発災が危惧されています。そのような中、昨年3月11日に発生した東日本大震災の複合型災害も視野に入れた防災対策が急務となっています。防災対策全般を見直す中で、協定書の内容や合併後の名称変更などを含め、協定書を見直す必要がありました。

万一災害が発生した場合、多くの住民が避難を余儀なくされ、行政には、避難方法、避難場所の選定など迅速な対応が求められます。以前の協定内容では、指揮命令系統や意思決定などに遅れが予想されたため、住民の安心、安全を第一に考え、今回の協定書を再締結に至つたものです。

24日の長野県高森町に続くもので、私たちにとっては、非常に心強いものです。今後は、山梨県甲斐市、中央市とも同様の協定を結ぶ予定です。

- ④被災者、被災児童および生徒等の一時受入
- ⑤医療施設、介護施設等の入所者の一時受入
- ⑥救援、救助、応急復旧等に必要な職員派遣



新たな協定書の内容は、

- ①食料、飲料水および生活必需品等の物資の提供
- ②救出、医療、防疫等にかかる資機材および物資の提供
- ③救援および救助活動に必要な車両等の提供

④被災者、被災児童および生徒等の一時受入

- ⑤医療施設、介護施設等の入所者の一時受入
- ⑥救援、救助、応急復旧等に必要な職員派遣